



2022年12月14日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エス・ビー  
代表者名 代表取締役社長 近藤 雅彦  
(コード番号：3480 東証プライム市場)  
問合せ先 上級執行役員経営財務統括部長  
兼経営管理部長 大仲 賢一  
(TEL. 075-341-2728)

### 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

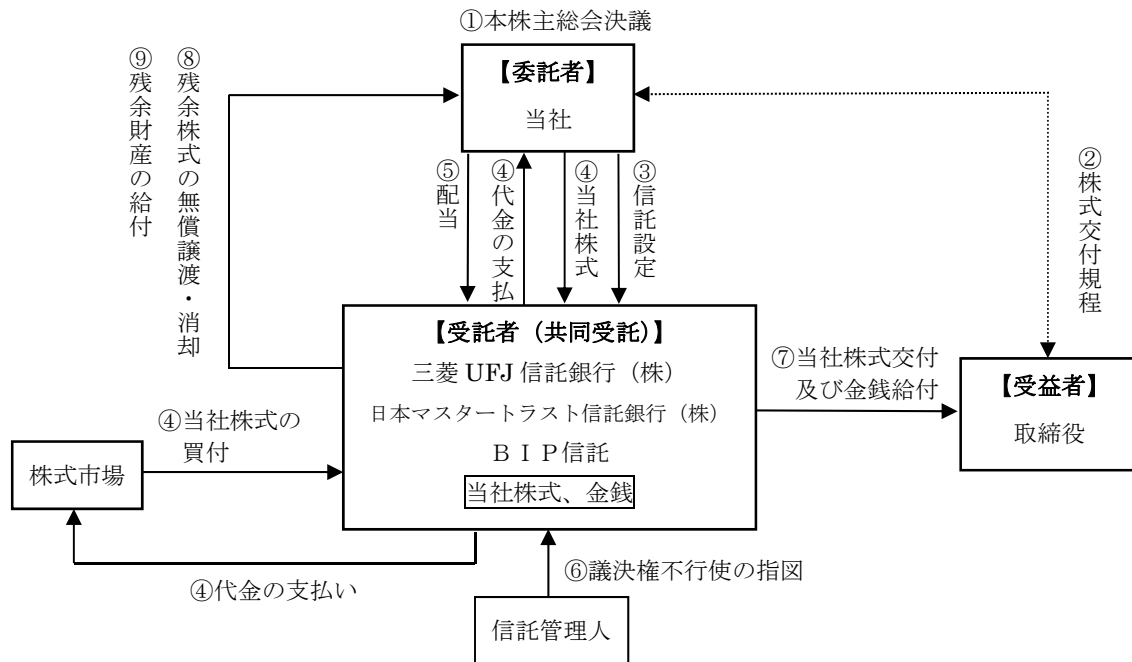
当社は、2022年12月14日開催の取締役会において、当社の役付取締役及び本部長を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）（以下、「取締役」という。）を対象とした新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年1月26日開催予定の第34回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役の企業価値増大への貢献意識及び企業価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、取締役の役位及び業績目標の達成度等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下、「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、原則として、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会の決議により、本制度に関する規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役の役位及び業績目標の達成度等に応じ、取締役にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。取締役は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用する場合には、取締役に対する交付の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されます。信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、役位及び業績目標の達成度等に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度です。ただし、2023年に設定する本信託については、現中期経営計画の残存期間である2023年10月31日で終了する事業年度及び次期中期経営計画の対象となる2024年10月31日で終了する事業年度から2026年10月31日で終了する事業年度までの合計4事業年度を対象とします。

#### (2) 本制度導入に係る株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、本信託の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うこと等を取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象期間中に在任した取締役は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数（下記（5）に定めます。以下同じ。）に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 対象期間の最終事業年度末時点で取締役として在任していること
- ② 国内居住者であること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者、又は職務・社内規程等の重要な違反をしたこと等により辞任した者もしくは解任された者でないこと
- ④ その他、本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約又は株式交付規程に定めるもの

#### (4) 信託期間

##### ア 当初の信託期間

2023年3月（予定）から2027年3月（予定）までの約4年間とします。

##### イ 本信託の延長

信託期間の満了時において、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することを予定しています。その場合、さらにその時点における中期経営計画の期間、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。原則として、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することを予定しています。

(5) 取締役へ交付等が行われる当社株式等の数

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントの数により定まります。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託において取締役に付与するポイントの総数の上限

当社が、対象期間ごとに本信託に拠出する信託金の合計額及び本信託において取締役に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 本信託に拠出する信託金の上限額

101,000千円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（※1, 2）

（※1）当初対象期間においては、4事業年度を対象として合計404,000千円となります。

（※2）本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

② 取締役に對して付与するポイントの総数の上限

33,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じたポイント数（※3, 4）

（※3）当初対象期間においては、4事業年度を対象として合計132,000ポイントとなります。

（※4）上記の本信託に拠出する信託金の上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場もしくは当社（自己株処分）より取得を予定しています。

(8) 取締役に對する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の一定割合の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(9) クローバック制度等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に對し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）ならびに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されま  
す。

(12) 信託期間満了時の取り扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託  
を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消  
却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用す  
る場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過  
する部分については、当社及び取締役との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

【ご参考】

信託契約の内容

(1) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(2) 信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
(3) 委託者	当社
(4) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）)
(5) 受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
(6) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
(7) 信託契約時期	2023年3月31日（予定）
(8) 信託の期間	2023年3月31日（予定）～2027年3月31日（予定）
(9) 制度開始時期	2023年3月31日（予定）
(10) 議決権行使	行使しない
(11) 取得株式の種類	当社普通株式
(12) 信託金の額	404,000千円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
(13) 株式の取得方法	株式市場又は当社（自己株式処分）により取得
(14) 帰属権利者	当社
(15) 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を 控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることが  
あります。

以 上